

2025年度民法第1問・解答例

- 1 まず、Xは所有権留保により α の所有権を有しているとして、Yに対して所有権に基づく返還請求として α の引渡しを求めることが検討される。しかし、すでにYはBに α を引き渡して占有を失っているから、かかる請求は認められない。
- 2 そこで、Xは、不当利得返還請求権（民法（以下、法令名省略）703条）に基づき、金銭の支払を求めることが考えられる。
- (1) Yは α をBに150万円で売却しているから、Yは150万円の「利益を受け」たといえる。
 - (2) では、Xに「損失」があるか。
ア この点、Xが α を占有するBに対してその返還を求めることができるのであれば、Xに「損失」はないといえる。そして、以下のようにYは α につき無権利者であるから、XがBに対して α の返還を求められるかはBに所有権があるか、すなわちBが α を即時取得（192条）するかという点に帰着する。
 - (イ) Y Bは売買契約（555条）という「取引行為」をしており、Bが「平穏」かつ「公然と」、現実の引渡し（182条1項）により動産の占有を始めたことを覆す事情もない（186条1項）。したがって、Bが占有取得時にYが所有者であることを信じ、それにつき過失がない場合には、Bは即時取得をする結果、Xに「損失」が生じる。他方、Bが悪意又は有過失の場合には即時取得をしないから、Xに「損失」はない。
 - (3) では、Bに即時取得が認められる場合、Xの「損失」額をいかに解する

- 2 べきか。
- ア 不当利得返還請求のうち、侵害利得の類型は物権的請求権の補完としての位置付けである。したがって、本来返還すべき物の価値相当額が「損失」と位置付けられると解する。
- イ 本件は侵害利得の事案であるところ、150万円は α の相場より25%ほど高いとされているから、120万円が α の価値相当額といつよい。
- ウ よって、「損失」額は120万円である。
- (4) 次に、受益と損失との間に因果関係があることを要する。もっとも、直接の因果関係を要求すると因果関係が認められる場合が狭くなりすぎるから、社会通念上の因果関係で足りると解する。
- 本件においてXが α を失った結果、Yは「利益を受け」ているから、受益と損失は120万円の限度で社会通念上の因果関係を有する。
- なお、事務管理（697条）により差額30万円を求めることも考えられるが、相互扶助という制度趣旨からは認められないと解される。
- (5) では、Yの利得に「法律上の原因」がないといえるか。
- ア 不当利得制度の制度趣旨は正義・公平である。そこで、「法律上の原因」の有無は、財産的価値の移動をその当事者間において正当なものとするだけの実質的理由があるかで判断するべきであると解する。
- イ Yが α の所有権を取得しているのであれば、Yの利得にも実質的理由があるといえる。したがって、「法律上の原因」の有無はYの α 所有権の取得の問題に帰着する。

3

(7) α 所有権につき、Yとしては、契約②により、 α が甲倉庫に搬入された時点で自己に所有権が移転したと主張することが考えられる。

契約②は集合物譲渡担保契約であるところ、同契約が一物一権主義に反しないかという点については、複数物の上に一個の物権を設定する必要性や、集合物でも公示が可能であることから積極的に解すべきである。そこで、集合物の範囲をその種類・所在場所及び量的範囲を指定する等の形で特定すれば認めてよいというべきである。

契約②では集合物の範囲として、楽器のうち甲倉庫に保管するものすべてという特定がされている。よって、契約②は有効である。

そして、 α についてYはAから占有改定（183条）を受けており、Yは契約②により α の所有権を取得したことをXに対抗できるとも思える（178条）。

(4) これに対して、XはAに売却した時点で α の所有権はXに留保されていたのであるから、 α が甲倉庫に搬入されたからといってYが所有権を取得するわけではないと反論することが考えられる。

そこで、譲渡担保と所有権留保のいずれが優先するかが問題となる。

ここで、所有権留保は目的物の所有権を代金完済まで売主に留保し、完済時点で買主に所有権が移転するという性質のものである。そうであれば、買主から売主への物権変動が生じないのだから、売主は対抗要件を備えることなく第三者に対して所有権を対抗できると解される。

4

本件では、売主たるXは対抗要件を備えることなく α の所有権をYに対抗できる。

(5) では、Yが α の所有権を即時取得したと考えられないか。

Yは無権利者Aから占有改定の方法により α の占有を取得しているところ、占有改定による即時取得の可否が問題となる。

即時取得制度は、占有という動産に関する権利の外形を信頼し、所有者の支配領域を離れて流通するに至った動産に対して、支配を確立した者を特に保護するものである。そして、占有改定によって引渡しが行われた場合には、所有者の支配領域を離れて流通しているとはいえないし、実質的に見て何ら帰責性のない所有者にあまりに酷である。したがって、占有改定は「占有を始め」た（192条）に含まれないものと解するべきである。

本件でも、YはAから占有改定により占有を取得したに過ぎない。

したがって、Yは α の所有権を即時取得したとはいえない。

ウ よって、Yは α 所有権を取得していないから「法律上の原因」はない。

(6) 以上より、Bが即時取得をしていなければ本件請求は認められない。他方で、Bが即時取得をしていれば、XはYに対して120万円を不当利得として返還請求できる。

以 上